

# くらしネットワーク

■東川町役場	82-2111
■改善センター(公民館)	82-3200
■文化交流館	82-4245
■文化ギャラリー	82-4700
■B&G海洋センター	82-4600
■町立診療所	82-2101
■大雪消防組合東消防署	83-0119
■道草館	68-4777

## 9月の行事

- 2日(木) 第1回東川小学校等建設推進委員会(後6時、役場)
  - 4日(土) ぐらし楽しくフェスティバル(前9時、キトゥン森林公園) =5日まで
  - 5日(日) 上川中央部8町水泳大会(前9時半、B&G海洋センター)
  - 9日(木) 上川管内国公立幼稚園教育研究大会(前9時半、幼児センター)
  - 17日(金) 秋の交通安全祈願祭(前9時、交通安全観音像)
  - 28日(火) 上川管内町村老人福祉大会(前10時、農村環境改善センター) —◇—
- 11~14日 新米キャンペーン(引き換え期間)

## 人のうごき 7月16日~8月15日

(敬称略、掲載はご承諾をいただいております)

### お誕生

生まれた子	父	母	行政区
高橋 宗也	訓	恵	12区
眞貝 一成	知徳	しのぶ	西町2丁目
加藤 心陽	公康	亜美	17区西町
片岡 千笑	論	亜紀	26区
奈良 良希	雄二	佳苗	5南区
森下 遼大	和也	絵美	26区
川口 李音	千春	江李	北町3丁目

### おくやみ

亡き人	歳	届出人	行政区
中田 アイ子	83歳	中田 清吉	東町1丁目
中田 義彦	80歳	中田 サヨ子	25区
森崎 ミエ子	96歳	森崎 健一	12区
中川 智恵子	88歳	中川 十徳	西区

### ご結婚

新郎	新婦	行政区
中川 伸也	小鹿 織衣	東町2丁目
池田 直樹	一町田 茉弥	南町2丁目
山中 貴満	千葉 綾乃	北町3丁目

### 人口・世帯数 7月末日現在

人口	7,837人	(前月比+14人)
男	3,722人	(前月比+8人)
女	4,115人	(前月比+6人)
世帯数	3,273戸	(前月比+5戸)
出生	7人	
死亡	6人	
転入	43人	
転出	31人	

## 議会事務局から

お問い合わせは議会事務局(内線311)

## 町議会第3回定例会のお知らせ

22年第3回定例会は9月15日(水)午前9時半から会期2日間の日程で開会予定です。

議案は、一般質問、一般会計等補正予算案審議、条例改正、21年度一般会計と5特別会計の各会計決算審査認定、監査委員から決算審査の報告などを予定しています。

## 税務課から

お問い合わせは税務収納室(内線121、122)

## 町税(第2期)の納期限は「9月30日」です

町税(町道民税、固定資産税)第2期の納期限は「9月30日(木)」です。口座振り替えをご利用の方は、指定された預貯金口座の残高を確認し納入準備をお願いします。

町税は町の根幹となる大切な自主財源です。納付が遅れると督促状が送付され、延滞金が掛かる場合があります。

滞納が続くと財産調査や滞納処分(給料、銀行預金の差し押さえ、不動産、動産の公売など)を実施する場合があります。ご留意願います。

特別な事情で納期限までに納付することが困難な場合は、必ず納付相談をしてください。納税猶予分割納付、事情によっては減免になる場合もあります。税金の公平

な負担と貴重な自主財源確保のため、納期限内の納付をお願いします。

## ▼延滞金の発生にご注意

税(料)金が納期限後に納付されると、納期限の翌日から納付された日までの日数に応じて、一定割合で延滞金を徴収します。納期限内に納付した方との実質的な負担の公平と、納期内納付を図るための措置です。

納期限までに納付することが困難な場合は、必ず納付相談をしてください。

## ○延滞金の算定方法

本来納めるべき額に、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて年14・6%(ただし納期限の翌日から1カ月を過ぎる日までは年7・3%と「前年の11月30日における日本銀行法に規定する商業手形の割引率に4%を加えた割合」

のいずれか低い方の割合を使用します。100円未満の端数を切り捨て千円から徴収いたします。

## 滞納金発生の目安

滞納額	延滞金発生までの日数
1万円	おおむね 271日
2万円	" 146日
3万円	" 104日
4万円	" 84日
5万円	" 71日
10万円	" 46日

## 定住促進課から

各種届け出は住民室(内線112)、住宅のことは住まい室(内線116、117)

## 国民年金への加入手続きを忘れずに

20歳以上60歳までの方は、すべての日本国民が国民年金保険制度に加入する仕組みになっています。

「20歳になった時」「会社を退職した時」などは、国民年金第1号被保険者として加入届、扶養している配偶者がいる場合は第3号被保険者から第1号被保険者へ種別変更届が必要です。

会社に勤めていた配偶者(妻など)の方が退職して厚生年金等を脱退した場合、国民年金の第1号被保険者、または配偶者(夫など)の厚生年金等の被扶養者(国民年金第3号被保険者)への加入手続きが必要で

国民年金の第1号被保険者としての加入届は住民室、第3号被保険者への加入届は配偶者(夫など)の勤務先で手続きします。

第1号被保険者への加入手続きはしたが保険料を納めるのが困難な場合、学生の場合は「学生納付特例」(学生証または在学証明を持参)、失業している方は保険料